国際関連情報 国際会議等

2018年 AICPA 年次全国大会報告

ASBJ 専門研究員 鳥田 ASBJ 専門研究員 林



I. はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) の全国大会 一最近の米国証券取引委員会(SEC)及び公開 会社会計監督委員会 (PCAOB) の動向一が、 2018年12月10日から12日にかけての3日間、 米国ワシントン DC にて開催され (ニューヨー クにも同時中継)、SEC や PCAOB、米国財務 会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準審議 会(IASB)などからの出席者により、会計基 準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び 財務報告に関する最近の論点等について発表な いし討議が行われた。当委員会からは、2名 (筆者) が参加した。

本稿では、本年次全国大会の主要なセッショ ンのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点 を当てつつ、概要についてご紹介させていただ く。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者 の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属 する団体・組織の正式見解ではないことを申し 添える。

Ⅱ、主要なセッションの概要報告

2018年12月10日(月)(第一日目)

1. AICPA 会長兼最高経営責任者による講演 (スピーカー: AICPA 会長兼最高経営責任者 バリー・メランコン (Barry Melancon) 氏)

スピーチの冒頭でまず、我々を取り巻く環境 について、地政学的な変化、規制上の複雑性の 増加、科学技術の進展やサイバーセキュリティ など、世界的規模で劇的な構造変化や技術革新 が生じていることが紹介された。続いて、会計 分野においても、サイバーセキュリティやス マート・コントラクト、統合報告への対応な ど、新たに生じる課題に国際的に協調し、対応 していく必要性が強調された。最後に、これら の構造変化や技術革新を踏まえ、専門家として 学びを継続することの重要性が強調された。

2. SEC 委員長と SEC 主任会計官との対談

(スピーカー: SEC 委員長ジェイ・クレイトン (Jay Clayton) 氏及び SEC 主任会計官ウェズリー・ブリッカー (Wesley Bricker) 氏)

SEC 委員長のジェイ・クレイトン氏と SEC 主任会計官のウェズリー・ブリッカー氏により、財務報告の信頼性の向上、科学技術の進展の影響、開示上の論点等について対談が行われた。以下においては、財務報告の信頼性の向上、及び開示上の論点に関する部分の概要をご紹介する。

(1) 財務報告の信頼性の向上

クレイトン委員長から、信頼性が高く質の高い財務報告は、米国の資本市場に対する投資家の高い信頼を維持する上で欠かすことができないものであるとの説明がなされた。その上で、ブリッカー主任会計官より、財務報告の信頼性の向上には、企業が草案を作成する段階から、監査、財務報告の発表に至る財務報告プロセス全体において、企業と監査人を含む関係者の協調が重要であり、財務報告プロセスに関与する関係者の間で、資本市場が有効に機能するよう、投資家の意思決定に有用で質の高い財務報告を提供するという目的を十分に共有すべきであることが強調された。

(2) 開示上の論点

クレイトン委員長から、「一般に公正妥当な会計基準(GAAP)に基づかない指標(Non-GAAP Measures)」(以下「GAAPに基づかない指標」という。)及び「重要業績評価指標(Key Performance Indicators)」の開示は、それらの指標が経営者の意図を正確に反映するものでなければならないとの見解が説明された。

また、ブリッカー主任会計官からは、GAAP

に基づく指標とGAAPに基づかない指標は両立することができないものではなく、むしろそれらの指標の開示を適切に区分して行うことにより、投資家に対し、現在よりも多くの有用な情報を提供できる可能性があるとの見解が示された。

SEC の主任会計官室(OCA) の最近のプロジェクト

SECのOCAの会計方針に関するセッションでは、OCAが新しい会計基準の導入フェーズにおいて方針を打ち出すことは、新基準のスムーズな導入に役立つとの説明がなされた。その後、各SECのスタッフから、主要な新基準(収益認識、リース及び信用損失等)に関連して寄せられた論点に対するOCAの見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

(1) 収益認識

① 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの決定には重要な判断が求められるとともに、収益認識の金額及び時期について大幅な影響がある論点である。OCAは、企業が財の物理的所有を伴わないケース(製造業者から最終顧客に直接出荷されるケース)について照会を受けた。本人か代理人かの検討にあたっては、財又はサービスが最終顧客に移転する前に企業が支配しているか否かの判断が必要であるが、在庫リスクの指標は支配を判断するにあたっての指標の1つにすぎない。状況によっては、物理的所有と財の支配が一致しないケースもあり得る。新基準(Topic 606「顧客との契約から生じる収益」)の適用にあたっては、常に厳密な判断が求められる点について繰り返し強調したい。

② 履行義務の識別

(ア) 警備保障サービスにおいては、利用される 機器 (カメラ、センサー等) やそれらを統合 し、顧客のプラットフォームに接続するサー ビス、顧客の行動パターンを学習する人工知 能の組み込みなどのそれぞれが別個の財又は サービスとなり得るが、これらの財又はサー ビスを統合して結合後のアウトプットとする 重大な統合サービスを提供する(すなわち、 個々の機器がプラットフォームに統合されて いなければ警備保障サービスは提供できな い。)と考えられるため、契約の観点からは、 個々の財又はサービスをまとめて1つの履行

義務であると考える企業の結論に OCA は反

(イ) 市販のソフトウェアに付随するサービスが 付与されている場合に、単に相互が関連して いるのみで単一の履行義務であると判断して はならず、相互に「著しい」影響があるかど うかを考慮しなければならない。

③ 重大な金融要素の識別

対しない。

一定の期間にわたって認識されるライセンス (企業ブランドの使用許諾)を供与しており、 顧客から多額の前受金を受領している場合に、 支払の時期と収益認識の時期に差異が生じ、か つ、現金販売価格と約束した対価の額に差額が 生じているケースであっても、その理由が企業 に対する資金提供以外の理由で生じており、差 額が相違の理由に見合っている場合(例えば、 事前に多額の資金提供を要請しないケースに比 して、顧客がブランドの価値を最大化させるよ うに行動する効果が期待される場合など)に は、必ずしも取引に重大な金融要素が含まれて いるものではないとする企業の結論に OCA は 反対しない。

(2) リース

借手が新基準 (Topic 842「リース」) への移 行時に、従前オペレーティング・リースとされ ていたリース取引についてリース負債を当初認 識する場合、従前の Topic 840 に定義される、 最低リース料総額の定めを用いて測定すること が求められる。これに関して、次の2つの論点 が取り上げられた。

① 執行コスト (executory cost)

昨年の同大会において、保険、維持管理及び 税金といった執行コストに関連する金額を最低 リース料総額に含めるべきかについては、企業 が従前の会計処理を引き継いでいる限り、 OCA はその取扱いには反対しない旨を述べた。 ただし、Topic 842 の適用に際し、会計方針を 変更する場合(すなわち、最低リース料総額に 執行コストを含めるか否かを変更する場合)に は、Topic 250「会計上の変更及び誤謬の修正」 に照らして変更の妥当性を説明することが求め られる。

② 指数又はレートに応じて決まる変動リース 料

従前の Topic 840 においては、従前オペレー ティング・リースとされていたリース取引につ いて、将来の最低リース料を開示することが求 められていたが、いつ時点(リース開始日の レート又は決算日レート) の指数及びレートを 用いるかについては実務上、ばらつきが生じて いた。これについても、執行コストと同様に、 従前の会計処理を引き継いでいる限り、OCA はその取扱いには反対しない。また、会計方針 を変更する場合にも同様に、Topic 250 に基づ いて変更の妥当性を説明することが求めら れる。

また、新基準に関連して、次の2つの論点が 取り上げられた。

③ 借手のコスト

借手がリース資産を意図した使用に供するた めに発生したコスト(例えば、借手の建物に リース資産を運ぶために貸手以外の第三者に輸 送コストを支払う場合) について、Topic 360 「有形固定資産」における購入資産の定めを適 用するか、他の定めを適用するか、若しくは当 期の費用とすることが適切であるかを判断する必要がある。OCAは、会計方針の選択として、リース資産を意図した使用に供するために発生したコストについて、Topic 360を類推適用することに反対しない。

④ 貸手のコスト

リース契約において貸手がリースを履行するために発生するコスト(例えば、リース資産を借手に輸送するためのコスト)について、他の基準の適用範囲でなく、仮にTopic 606 を適用した場合に繰延の要件を満たすコストである限りにおいては、当期の費用として認識せず、会計方針の選択として、Subtopic 340-40「その他の資産及び繰延コストー顧客との契約」を類推適用することに反対しない。

(3) 信用損失

① 後発事象

期末日に存在する、特定の貸付金に固有の事 実(例えば、サービサーの報告書から入手した 期末日以前の滞納や繰上返済などの支払情報 や、期末日の担保の公正価値に関する鑑定報告 書等)を期末日後に入手した場合には、予想信 用損失の見積りに含めるべきである。他方、特 定の貸付金に固有の事実ではない情報(例え ば、期末日を含む期間における失業率)を期末 日後に入手した場合には、予想信用損失の見積 りに含めても含めなくても OCA スタッフは反 対しない。

また、予想信用損失の適切な見積プロセス終了前に、見積りに使用する仮定に関連する情報(貸付金に固有の情報を除く。)を入手した場合には、当該情報を見積りに含めることは認められるが、見積プロセス終了後に入手した情報は含めてはならない。ただし、いずれの場合においても、その情報により見積プロセスに不備があることが示されている場合には、当該情報を認識すべきである。

② 貸倒償却

新基準(Topic 326「金融商品ー信用損失」)は、引当金を算定する目的上、類似するリスク特性を有する貸付金をまとめて貸倒引当金を見積ることを企業に要求しているが、貸付金は個々の特性を維持しているため、貸付金ごとに貸倒償却の評価を行うとする企業の判断にOCA は反対しない。

③ 回収可能性の評価

特定の貸付金が会計処理の目的上、回収不能であるか否かを判断する際に、関連するポートフォリオの情報も含む、すべての関連する情報を検討すべきかどうかについて、Topic 326 は貸倒償却に関するガイダンスを提供しているが、回収可能性の評価について具体的な指針を示してない。個別の貸付金に関する情報と、類似の貸付金に対する過去の損失に関する情報を含む、すべての関連する情報を考慮すべきであるとする企業の結論に、OCA スタッフは反対しない。

(4) ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR)

① LIBOR から代替的指標への移行に対する 取組み

SEC スタッフ及び他の規制当局は、代替参照金利委員会(Alternative Reference Rates Committee)に参加しており、SEC スタッフは、LIBOR から代替的指標への移行に関する取組みを積極的に注視している。LIBOR 移行に伴う会計上の影響については、これまでに様々な市場関係者により議論が進められているところであり、FASB においても次の対応がなされている。

ASU 第 2018-16 号の公表:担保付翌日物資金調達金利 (secured overnight financing rate; SOFR) を基礎とする翌日物金利スワップ (overnight index swap; OIS) レートを米国におけるヘッジ会計のベンチマーク

金利として新たに認める。

● テクニカル・アジェンダへの追加:LIBOR からの移行に伴って必要と考えられる基準の 変更の要否を検討する。

② LIBOR を基礎とする変動利付借入金を ヘッジ対象とする取引

LIBOR を基礎とする変動利付借入金をヘッ ジ対象として指定しているキャッシュフロー・ ヘッジについて、LIBOR からの移行後は LIBOR の代替となるレートを黙示的に考慮す るため、ヘッジ対象が生じる可能性が高いとい う当初からの前提を LIBOR からの移行後も引 き続き維持することが認められるとする企業の 見解に OCA は反対しない。

また、LIBOR からの移行は、ヘッジ対象 (例えば、予想される利払い) とヘッジ手段 (例えば、金利スワップ) に等しく影響を与え るため、ヘッジの有効性の評価には影響しない とする企業の見解に OCA は反対しない。

4. SEC のコメントレターの傾向

(スピーカー: SEC アソシエイト・ディレク ター シセリー・ラモテ (Cicely Lamothe) 氏、ギブソン・ダン・アンド・クラッチャー (Gibson, Dunn & Crutcher) 法律事務所 パートナー ブライアン・レイン (Brian Lane) 氏 ほか)

本セッションでは、SEC スタッフがコメン トレター・プロセスにおいて最も注目している 論点の分野が紹介されるとともに、コメントレ ターを受領した企業が行うべき対応について説 明された。

2017 年及び 2018 年において SEC スタッフ から実際に登録企業に送付されたコメントレ ターのうち最も多かった分野は、2017年及び 2018 年のいずれにおいても「GAAP に基づか ない指標 | であり、次に「経営者による財政状 態及び経営成績の検討と分析 (Management's Discussion and Analysis)」(以下「MD&A」 という。) であったことが示された。MD&A では、イギリスの欧州連合離脱(Brexit)の問 題や LIBOR からの移行の影響、サイバーセ キュリティ・リスクなどの論点に対し、ボイ ラープレートな開示ではなく、新たに発生した 市場リスク及び不確実性に対し経営者が適切に その評価を行っているかという観点で指摘が多 くなっていることが説明された。

また、収益認識については、2017年は全体 で5番目に多い分野であったが、2018年には3 番目に多い分野となったことが紹介された。

最後に、コメントレターを受領した企業は、 受領したコメントを解決するためだけに開示を 修正する部分的な対応では十分ではなく、十分 な時間をかけ、開示全体を包括的に見直し適切 な対応を図ることの必要性が強調された。

2018年12月11日(火)(第二日目)

5. IASB 議長による講演

(スピーカー: IASB 議長 ハンス・フーガー ホースト (Hans Hoogervorst) 氏)

IASB のフーガーホースト議長から、「我々 は次の危機への用意ができているか?」と題し たスピーチが行われ、冒頭で世界経済の抱える リスクとして、企業や政府機関を含むあらゆる セクターで、2000年以降、負債が大幅に増加 し続けていること、また負債の増加とは対照的 に、同期間で金利は大きく減少し続けているこ とが説明され、金融危機の発生する蓋然性が高 まっていることが強調された。

これを踏まえ、来る金融危機に対し、金融シ ステムが全体として十分対応できているかどう かはわからないとしながらも、少なくとも最近 の会計基準における改善事項は、投資家や規制 当局が、より早期にリスクを識別できるように なることに貢献していることを確信していると の意見が述べられた。特に IFRS 第9号「金融 商品 | や IFRS 第 17 号「保険契約 | における 対応に触れ、会計基準の改善が金融の安定性を もたらすことができるとして、活動の意義が強 調された。

また、2008年の金融危機以来、のれんの残 高が増え続けていることに触れ、ある倒産した 企業の財政状態計算書では、のれんを控除する と純資産がマイナスであったという事例に言及 し、のれんに関して企業の財政状態を楽観的に 表示することは適切ではないとの考えが示され た。のれんの問題に対処するため、IASB は現 在、ディスカッション・ペーパーの公表を検討 している旨が説明された。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションでは以下のよう なコメントがあった。

- のれんのコストの資本直入について のれんのコストの資本直入は、考慮し得る1 つの方法ではあるが、そのような方法を選択 した場合、財政状態計算書において取得の対 価が表示されないこととなり、投資家に対し て有用な情報を提供しないため、適切な方法 ではないと考えている旨が説明された。
- IASB が現在最優先で取り組む事項について IASB が現在最優先で取り組んでいる事項 は、IFRS 第17号の改善であり、IFRS 第17 号は公表済みの基準であるが、強制適用日を 1年延期し、市場関係者が指摘した懸念及び 課題に対処することで基準の適用コストを低 減させることを目指していることが説明され た。また、次の優先事項として、基本財務諸 表の改善に関するプロジェクトが取り上げら れ、財務業績の計算書の関連する小計との調 整表を示すことで GAAP に基づかない指標 を開示できるようにすることや、財務業績の 計算書において世界中で広く使用される営業 利益 (operating profit) を定義することを

検討していることが説明された。

• 仮想通貨の取組みについて 仮想通貨については、基準開発の取組みは行 わず、IFRS 解釈指針委員会から強制力はな いが仮想通貨の会計処理に関するガイダンス

を公表する予定がある旨が説明された。

2018年12月12日(水)(第三日目)

6. FASB 議長による講演

(スピーカー: FASB 議長ラッセル・ゴールデ ン (Russel Golden) 氏)

FASB はここ数年、影響の大きい新基準を公 表してきたことを踏まえ、現在は将来の財務報 告の改善に資する基礎的な事項に集中して対処 している旨が説明された。

まず短期的には、利害関係者に対し、新基準 への移行がスムーズに行われるよう、教育的な リソースを強化している旨が説明された。特 に、会計教育を行う小規模な会計ファーム等へ の教育目的から「FASB CPE Provider Forums」を開催していることや、2018年9月に、 FASB として初めて大学の教育者等を対象とし たウェブキャストを公表したことが紹介さ れた。

次に、中期的には、来る3年から5年の間に 会計基準を改善できるよう、主要なプロジェク トのアウトリーチを精力的に行っている旨が説 明された。特に、財務報告において分解表示を 促進するためのプロジェクトに関するアウト リーチや、セグメント別報告の改善を目的とし たプロジェクトのアウトリーチを実施している 旨が紹介された。

最後に、長期的な視点では、財務報告に潜在 的に影響を及ぼすと考えられる新たなテクノロ ジーへの対応について検討している旨が説明さ れた。取り巻く環境の変化が会計基準及び開示 に与える潜在的な影響を踏まえ、財務諸表利用 者のニーズの変化にも対応し適切に対処してい



くことの重要性が強調された。

司会者を通じた質疑応答

その後のQ&Aセッションを通じて、以下 のようなコメントがなされた。

仮想通貨の取組みについて

スタッフに指示し仮想通貨に関する調査を 行ったが、重要性があるほどに仮想通貨の取 引を行っている公開企業がほとんどなかった ことが説明された。また、AICPA が仮想通 貨の監査に関するタスクフォースを組成し活 動していることを把握しているが、FASBと しては、現在は状況を注視している段階にあ る旨が説明された。

• IFRS とコンバージェンスをしているセグメ ント別報告の会計基準について、変更を行う 必要があるのか?

セグメント別報告は、利用者にとって最も改 善に関する要望のある分野の1つであり、コ ンバージェンスを行っていることが変更を行 わない理由にはならないと考えている旨が説 明された。また、実際、FASBよりもIASB の方が先にセグメント別報告の改善について 検討を開始していることが説明され、現在 は、IASBとセグメント別報告の改善に関す る意見交換を行いつつ検討を進めている旨が 説明された。

7. FASB の会計基準設定に関するアップデー

(スピーカー:FASB のテクニカル・ディレク ター兼発生問題対策委員会(EITF)議長スー ザン・コスパー (Susan Cosper) 氏)

FASB の動向のアップデートにおいて、コス パー氏は、主要な基準設定(収益認識、リー ス、ヘッジ、信用損失)が導入フェーズに入っ たことに伴い、プロジェクトごとに、基準公表 後に実施された取組み、適用を容易にするため に公表された基準について詳細な説明がなさ れ、公表しているガイダンス等のリソースが紹 介された。また、今後も引き続き導入支援に焦 点をあてるとともに、新基準の適用が FASB の当初の目的に合致しているかの評価に着手す るとの取組みが示された。

このうち、リースに関して移行リソース・グ ループ (TRG) が設けられていないことにつ いて多くの質問が寄せられているが、作成者等 の意見を踏まえて適用を容易にするための数々 の実務上の便法を公表する等の対応を行ってお り(一部については、次項「8. リース会計基 準」で解説している。)、また今後も対応を図っ ていくことが表明された。

また、資本の特徴を有する金融商品、保険契 約、のれん及び無形資産の会計処理の取組み等 をはじめとする現在実施中のその他のプロジェ クトについて言及がなされた。その中で、のれ ん及び無形資産の会計処理については、非公開 企業に認められているのれんの償却を非営利企 業にも認めるとする公開草案をまもなく公表す る予定であること、また、全企業を対象とした のれん及び無形資産の事後の会計処理の見直し に着手していることが説明され、情報の有用性 の改善可能性及び費用対効果について検討する ためのコメント募集文書を2019年に公表する 予定であることが説明された。

さらに、ASU 第 2018-16 号「デリバティブ 及びヘッジ (Topic 815): SOFR を基礎とする OIS レートをヘッジ会計におけるベンチマーク として認定」を公表した経緯に触れ、LIBOR からの移行の可能性が会計に与え得る影響につ いての検討が今後重要なプロジェクトになる可 能性がある旨の見解が示された。

8. リース会計基準

まず、会計事務所の参加者から、Topic 842 への移行を容易にするために最近行われた

Topic 842への修正について説明が行われた 後、パネルに参加している財務諸表作成者を中 心に、新基準の適用に対する取組みの経験か ら、適用上の課題について説明がなされた。

このうち、Topic 842の修正については、新 基準への移行を容易にするために、適用初年度 の比較期間を遡及修正せず、適用初年度の期首 の利益剰余金残高に対する調整として認識する こととする追加の移行措置が設けられたこと、 また、貸手に対し、一定の要件を満たす場合に は、借手と同様に、原資産のクラスごとに、 リース以外の構成要素と関連するリースの構成 要素と区分せずに会計処理することを選択でき る簡便的な方法が設けられたこと等を含む最近 の修正が説明された。

次に、適用上の課題として、特にリースが含まれる可能性のある取引について、これまではサービス契約とオペレーティング・リースの会計処理とに大幅な差異はなかったが、新基準では、リース部分はオペレーティング・リースであっても使用権資産として認識されることになるため、リースが含まれる取引の網羅性と特定が非常に重要になるとの説明がなされた。具体的な方法として、関係各所に対し必要な情報を分かりやすく説明すること、特定の領域(例えば、ITにおけるサーバー利用や、クラウド・コンピューティング等)に焦点をあてること、各部署に伝達するためのプロセスを構築するなどの取組みが紹介された。

また、早めに対応を開始することで、データ 集計、開示に向けたシステムの開発や持続的に 適用可能で堅牢なプロセス構築に十分時間が割 けること、社内、社外を問わず、基準の変更に よる影響(業績指標や、借入契約条項への影響 を含む。)やプロセスの進捗等を十分に伝達し ていくことの重要性が説明された。

さらに、新基準適用の利点として、全世界で 展開している事業において、人材、プロセス及 びシステムの共通化が図れること、経営者に リース契約に関する情報が集積されること、ま た、財務諸表の透明性が向上することがあげら れた。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、昨年に引き続き、新基 準の導入に対する関係各所及び市場関係者の取 組みについて焦点があてられていた。

また、会計及び監査を取り巻く環境が急速に変化している中で、市場関係者が取り組むべき様々な課題が話題とされた。本稿では一部の論点について詳細には取り上げていないが、会議では、新たなテクノロジー(データ・アナリティクス、人工知能、ロボティクス、ブロックチェーン等)が会計及び監査に及ぼす影響や、サイバーセキュリティへの対応、監査上の重要な事項(Critical Audit Matters: CAM)の導入に対する関係各所の取組み、LIBOR からの移行や Brexit の影響について強い関心が寄せられているとの印象を受けた。

このような環境の変化に対し、資本市場の健全性・安定性を維持し、さらにその信頼性を強化するために、会計基準設定主体、規制当局及び職業専門家等が協力して様々な問題に対応していることが強調されるとともに、基準設定主体や規制当局側から参加者に対し、繰り返し協議の必要性や積極的な情報提供を呼びかけるなど、市場関係者とのコミュニケーションを重視する姿勢がうかがえた。